



Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所



北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビススクエア2F
TEL.093-571-0081 FAX.093-571-6095



福岡オフィス

2020年5月 移転

〒810-0044 福岡市中央区六本松2丁目12番25号 ベルヴィ六本松802号
TEL.092-712-4923 FAX.092-714-2379

ホームページ

<http://www.ohtemachi-lawyer.com/>

大手町法律事務所



事務所報

COMMUNICATION PAPER

2024.8

vol

20

弁護士法人 大手町法律事務所

CONTENTS

お気に入りの一冊

不正事案対応における
刑事訴訟記録の利用
／富永 剛

共有物分割請求訴訟について
／田中 圭

ジュラ紀の塩
／中野 敬一

育児介護休業法の改定
／木下 結香子

ネット上の風評被害対応
／眞子 幸人

「合理的配慮の提供」が
義務化されました！
／松田 麻友美



事務所ご挨拶 introduction

残暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

本年の夏はなにより暑く、屋内を中心に過ごしたという方も多かったものと思います。読書の秋…には少し早いですが、本号では、弁護士に「お気に入りの一冊」を尋ねてみました。



MASAHARU NAKANO
中野 昌治
代表（北九州オフィス所長）

主な取扱い分野
行政関係、労働関係、企業法務、
企業再生・倒産関係

お気に入りの一冊

物語 中国の歴史
（寺田隆信 著／中央公論新社）

中国の歴史番組を見る時に
開く一冊です。



HIROYUKI ANDO
阿野 寛之
執行役員

主な取扱い分野
刑事事件・少年付添事件、損害賠償
請求事件、企業法務一般など

お気に入りの一冊

浦和地裁裁判所平成2年10月12日判決（出入国管理
及び難民認定法違反、現住建造物等放火被告事件）
高名な元刑事裁判官・木谷明先生による無罪判決。修習生時代
に出会い、格闘高い表現と緻密な論理構成。そして判決全文体
から伝わる「無罪の処罰を絶対に許さない」という熱意に魅せ
られ、刑事弁護の世界に引き込まれるきっかけとなった。



NORIO TASE
田瀬 憲夫
代表（福岡オフィス所長）

主な取扱い分野
刑事事件、一般民事事件、
医療紛争・交通事件

お気に入りの一冊

あきらめのよい相談者
（剣持鷹士 著／創元推理文庫）

弁護士モノの短編推理小説ですが、推理メ
インで第1回創元推理短編賞受賞作品。
恩師的先生作品です。



KEI TANAKA
田中 圭
弁護士

主な取扱い分野
交通事故その他一般民事事件、
倒産関係、刑事事件

お気に入りの一冊

消費者事件実務マニュアル
—被害者救済の実務と書式—
（第2版）

当職も執筆者の一員として
参加しているため。



TOSHIHIRO NAKANISHI
中西 俊博
弁護士

主な取扱い分野
企業法務関係、企業再生・倒産、
一般民事事件、家事事件など

お気に入りの一冊

孫子の兵法（の解説本）

裁判に役立つかも？



KENICHIRO TERAI
寺井 研一郎
弁護士

主な取扱い分野
企業法務、一般民事、家事事件、債務
整理、刑事事件など

お気に入りの一冊

法律文書作成の基本
（田中豊 著／日本評論社）

机の上で、判例六法の隣に並んでいます。
起案で悩んだとき原理原則に立ち返らせ
てくれる、大切な本です。



SUMITSU GOYAMA
合山 純篤
代表（福岡オフィス所長）

主な取扱い分野
民事全般、企業法務、企業再生・
倒産関係、行政関係、労働関係

お気に入りの一冊

外事警察秘録
（北村滋 著）

我国を取り巻く情報戦の一端が判って
興味深かった。



KEICHI NAKANO
中野 敬一
代表（北九州オフィス所長）

主な取扱い分野
企業法務関係、企業再生・倒産関係、
一般民事事件、一般家庭事件

お気に入りの一冊

宮本武蔵
（吉川英治 著）

中学生時代に、読みながら、自ずと正座になるほど
感銘を受けました。人格練磨の大切さを教えて頂き
ました。「千日の稽古をもって鍛となし、万日の稽古
をもって錬となす」名言です。

お気に入りの一冊

浦和地裁裁判所平成2年10月12日判決（出入国管理
及び難民認定法違反、現住建造物等放火被告事件）
高名な元刑事裁判官・木谷明先生による無罪判決。修習生時代
に出会い、格闘高い表現と緻密な論理構成。そして判決全文体
から伝わる「無罪の処罰を絶対に許さない」という熱意に魅せ
られ、刑事弁護の世界に引き込まれるきっかけとなった。



YUKIHIRO MANAKO
眞子 幸人
弁護士

主な取扱い分野
企業法務、民事事件、刑事事件

お気に入りの一冊

嫌われる勇氣
（ダイヤモンド社）

「すべての悩みは対人関係の悩みである」
とは本当にその通りだなと思いました。



MAYUMI MATSUDA
松田 麻友美
弁護士

主な取扱い分野
交通事故、倒産事件、企業法務、
一般民事

お気に入りの一冊

りんごかもしれない
（ヨシタケシンスケ 著／ブロンズ新社）

子ども向けの絵本ですが、1つのりんごから想像され
る無限のストーリーに引き込まれてしまいます。
物事を一面で見ることなく、多角的に考察することは、
弁護士業務でも意識していきたいと思っています。



Otemachi Law Office

01 不正事案対応における刑事訴訟記録の利用

企業や団体等で総務や法務の仕事をしている方でも、刑事手続については、なじみがない方が多いかもしれません。

会社や団体等での業務の中で、刑事手続が関わってくる場面の一つとして、従業員の方が会社の金銭を懐に入れていた、会社の備品等を勝手に持ち出して質入れしていた等といった、横領行為や窃盗行為等が発覚した場合の対応があります。

懲戒処分の問題や民事上の損害賠償請求の問題もありますが、調査の手段の限界等もありますので、刑事事件となっている場合には、そうした問題への対応の前提として、警察や検察官が収集した証拠等の内容をいち早く確認したい、ということもあるかと思います。

この点、捜査の結果、検察官が起訴した事件については、刑事裁判が終結する前の時点で、検察官が裁判所に提出した証拠の閲覧・謄写ができる制度があります（なお、刑事裁判が終結して確定した後は、別途、確定記録の閲覧等の制度があります）。いわゆる「被害者参加制度」の対象事件ではない事件であっても、当該事件の被害者は「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（いわゆる「犯罪被害者保護法」）の第3条に基づいて、検察官が裁判所に提出した証拠を含む、訴訟記録の閲覧・謄写の申出をして、その内容を確認することができます（ただし、閲覧・謄写が認められない部分や書類

もあります）。

実際、私も、組織内での横領事件についてご依頼を受け、被害者の代理人として、この制度を使って第1回公判期日後に訴訟記録の閲覧・謄写を行い、刑事事件の判決までの間に、刑事事件の弁護人との間で民事上の損害賠償についての交渉を進めたことがあります。もちろん交渉を進めるうえでも有用でしたが、組織内での任意の調査では判明しづらかった事案の実態把握も進み、組織として今後の対策等の検討を早期に行ううえでも有用でした。

なお、この制度は、第1回の公判期日以降、判決確定までの間についてのものですので、例えば、判決書を閲覧・謄写する場合でも、判決が確定するまでの間に完了しておかなければならない等、早期かつスムーズに手続を進める必要があります。もちろん弁護士に依頼せずに行うことも可能ですが、刑事事件の流れ等についても把握している、弁護士にご依頼いただいた方がスムーズかもしれません。



弁護士
富永 剛
TSUYOSHI TOMINAGA

03 ジュラ紀の塩

落語の枕（本編に入る前の導入部の小話）に「ジュラ紀の塩」というのがあります。

「ジュラ紀（2億年前～1億4000万年前の中生代で恐竜が闊歩した時代）の地層から採取された岩塩が美味しいと評判になり、ある人が知人からジュラ紀の塩をプレゼントされ、御馳走のときに使おうと楽しみにしておいたところ、保管していたことを忘れてしまい、ある日思い出していざ使用しようとして瓶の裏の

ラベルを見たら、賞味期限を10日経過していたので、使うのをやめた。」というのが粗筋（演者によってバリエーションあり）です。本質（太古の岩塩）と行動（賞味期限に縛られる）のギャップがおかしみを誘います。

最近、内部通報や社外からのクレーム等への対応に関する相談が増えたように感じますが、これらの通報・クレーム等への対応に関する相談が「いかに効率的に対処するかという視点」に偏っているのではないかとすることが時々あります。

02 共有物分割請求訴訟について

相続の際に遺産である不動産について、ひとまず複数の相続人で共有する遺産分割及び相続登記を行い、不動産の利用については後で考えようとの処理を行う例が見られます。このようにして共有となった不動産については、既に遺産分割手続を終えていますから、遺産分割調停などの手続では共有状態を解消できません。

不動産の共有状態を解消するには、共有者間の話し合いによって、①共有者の間で誰かが買い取るか、②分筆して現物を分割する、③売却して代金を分割するなどの方法が考えられますが、共有者間で合意に至らない場合には、共有物分割請求訴訟を提起することとなります。

当職が対応した事案でも、共有者間での合意に至らなかったため、共有物分割請求訴訟を提起しました。共有物分割請求訴訟では、分割の方法について裁判所に広い裁量権があるため、必ずしも原告が望んだ方法での分割になるとは限りません。しかし、共有物を一部の共有者が使用していて他の共有者が使用もできず、利用料などの合意もできないといった場合には、共有状態の解消を求めて、裁判を提起せざるを得ないこととなります。

当職が対応した裁判では、一部の共有者による買取や、土地自体を分筆して分割することは難しかったため、共有となっている土地の競売及び売得金の分割を求める内容の共有物分割請求訴訟を提起しました。訴訟上の和解に至らない場合には、競売による売却となるので、有利な価格での売却ができるかは分からないと

いうリスクはありましたが、時間が経過すれば相続などによる代替わりが生じてさらに解決が難しくなりかねないことも考慮しての訴訟提起です。

交渉段階では、共有不動産の売却話は遅々として進みませんでした。共有物分割請求訴訟においては、競売を行うよりも協力して高く売却した方が共有者全員にとって利益となることから、任意売却する和解がまとまりました。すなわち、共有不動産を任意で売却し売却代金から諸経費を差し引き、共有持分に従って分配する旨の和解によって解決に至りました。しかも、共有者がそれぞれ売却先を検討し、一番高く売却できるところを選んだことから、有利な価格での売却が行われ、代金が分割されるという結果となりました。

相続に限らず、不動産を共有状態にすることにはどうしてもリスクが生じるため、不動産の共有はできる限り避けるべきだと思います。

もし、共有不動産について、問題が生じた場合には、共有の解消の解消も含めた対応を弁護士にご相談ください。



弁護士
田中 圭
KEI TANAKA

通報・クレーム等に対する対応の本質は「改善・改革の契機を掴むこと」にあると考えますが、そうであれば、「改善・改革の芽がないかを意識すること」が求められます。

件数が増える中、限られた人数で対処しなければならず、効率的対処（行動）に目が行きがちになるのも分からないではありませんが、改善・改革（本質）の芽を見極める意識は重要であると思います。本質と行動とのギャップという意味でも、ジュラ紀の貴重な塩（塩辛い通報・クレーム等）を賞味期限前

（手遅れになる前）に味わう（改善・改革につなげる）という意味でも、この枕を思い出した次第です。

やはり、落語は、枕さえ、ためになります。



代表（北九州オフィス所長）
中野 敬一
KEIICHI NAKANO

04 育児介護休業法の改定

最近の私の毎日の楽しみは、連続テレビ小説「寅に翼」を見ることです。日本で初めて弁護士、裁判官になった女性をモデルとしたドラマなのですが、ふとしたときに感じる違和感や不合理を主人公が「はて？」と言いながら、分解し、出会う人たちの色々な思いに触れながら道を拓いていっています。先人たちの努力があって、私が今この仕事ができていることを実感する一方、程度の差はあれ「そういうことあるなあ」と共感する出来事もしばしば。毎日の展開から目が離せません。

主人公の「寅ちゃん」には、娘が一人いるのですが、日中仕事をしている「寅ちゃん」に代わり、同居のご家族がお世話をしてくれています。現代では核家族化が進み、生き方も様々。育児・介護と仕事の両立支援のため、度々法律の改正もなされています。

来年の4月から（施行日が異なるものもあります）育児・介護休業法もまた改正されることとなりました。主な改正内容は、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等です。

①や③では、努力義務の対象に育児（3歳までの子）

や介護をしている労働者がテレワークを選択できるようにすることが追加されました。

また、①では、事業主は3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対し柔軟な働き方を実現するための措置（始業時刻等の変更や、テレワーク、新たな休暇の付与等）の中から2つ以上の制度を選択して措置する義務等があります。子の看護休暇も、子の看護等休暇に名称が変わり、取得事由に学級閉鎖や入園入学式・卒業式が追加され、対象となる子も就学以降（小学3年生まで）に延長されます。

③では介護休業の制度や両立支援制度などの個別周知や意向確認が義務付けられ、介護休暇の取得対象も拡大され、入社してすぐに取得が可能になります。

度重なる改正により、企業のご担当者の方は社内規定等の対応が必要となりますが、育児や介護をされている方々も、それをフォローして下さる方々も、皆が働きやすくなるような法改正が進むことを願っております。



弁護士

木下 結香子

YUKAKO KINOSHITA

の営利・非営利、個人・法人を問いません。）に対しても、(1)障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、(2)障害のある人から申出があった場合に、障害者の求めに応じ「合理的配慮の提供」をすべき義務が定められました。

まず、(1)「不当な差別的取扱いの禁止」は、「不当」な差別的取扱いが禁止対象となっている点がポイントです。正当な理由なく、障害のない人と異なる取扱いをして障害のある人を不利に扱うことが禁止されるのであり、障害のある人本人や事業者、第三者の安全が確保できないような場合には、その取扱いの区別も必ずしも「不当」とはいえません。この場合は、障害のある人に理由を丁寧に説明し、理解を得るように努めていくことになります。

05 ネット上の風評被害対応

インターネット上の掲示板やSNS等で、自社に対する虚偽の書き込み等が見つかった場合にどのように対応すればよいでしょうか。

まず、当該書き込み等が見つかった掲示板やSNSにおいて、書き込み等について削除依頼する項目がないか探してください。違反報告等のフォームにより削除を請求することができる場合があります。このような削除依頼フォームがない場合、一般社団法人テレコムサービス協会が提供している送信防止措置依頼書という書式により、プロバイダ等に対する任意の手続きにより削除請求をすることが考えられます。

上記のような任意の削除請求がプロバイダ等に拒否され削除がなされなかった場合は、裁判手続による方法を検討することになります。具体的にはプロバイダ等を相手に当該書き込み等の削除仮処分を申し立てることになります。

いずれの場合においても当該書き込みをした投稿者に対し責任追及するためには、投稿者を特定する必要があります。投稿者を特定するためには発信者情報の開示をプロバイダ等に請求することになります（これにも任意の手続きと裁判手続きとがあります。）が、この発信者情報開示請求を行うためには、当該書き込み等の

投稿内容、URL、アカウント情報等が必要となりますので、当該書き込み等が削除される前にこれらを保存しておく必要があります。

また、削除依頼フォーム等により削除がなされる場合には数日内に対応されることが多いですが、仮処分による場合には削除が認められるまでに相当期間を要します。その間、当該書き込み等は公開され続けることになりますから、会社に対する評判や信頼が低下し続けることとなります。

そのため、会社としても当該書き込み等の情報が虚偽であることを自社のSNSやホームページ等で発積極的に発信していくことも必要です。ただし、事実に基づいた内部告発の可能性も考慮して当該書き込み等にかかる事実関係を十分に調査したうえで対応しなければなりません。



弁護士

眞子 幸人

YUKIHITO MANAKO

06 「合理的配慮の提供」が義務化されました！

2024年7月3日、最高裁判所において、戦後13例目となる法令違憲判決が出されました。記憶に新しい方々もいらっしゃると思いますが、特定の疾病や障害のある人等を対象とする旧優生保護法の不妊手術に関する規定が、「個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反」して差別的であり、憲法第13条及び第14条第1項に違反していた、と判断したものです。

一連の裁判で問題となっていた旧優生保護法の規定は、既に廃止されていますが、令和の現在の社会は、障害のある人にとって生きやすい社会になったのでしょうか。

2024年4月、障害者差別解消法において、事業（目的

次に、(2)「合理的配慮の提供」は、個々の具体的な場面において、障害のある人から申出があった場合に求められるものです。もっとも、この場合の「合理的配慮」は、①必要な範囲で本来の業務に付随するものに限られ、②障害のない人と比較して、同等の機会の提供を受けるためのものであり、③事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない範囲で、かつ「過重な負担」にならない範囲で提供すれば良いとされています。合理的配慮の内容は、障害の特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なりますので、事業者にとっては、まずはこれらの制度内容をご理解いただくことが重要になるかと思います。合理的配慮の具体例については、内閣府のウェブサイトなどに、具体的に紹介されています。

ところで、この障害者差別解消法は、障害のある人の

社会生活上の不利の原因は心身の機能障害それ自体ではなく、社会的障壁との相互作用にあり、とりわけ社会的障壁に問題があるという考え方（社会モデル）に基づいて定められています。

私も事業者の一人として、どうしたら社会的障壁を取り去ったり低くしたりできるのか、難しいテーマではありますが、自分なりに考えながら、できることを進めていきたいと考えます。



弁護士

松田 麻友美

MAYUMI MATSUDA